

サービス事業者への周知事項について

(各サービス共通事項)

令和2年3月31日掲載

令和元年度 名護市介護保険施設等集団指導 1

事業所の指定更新申請、変更届出について

○指定の更新申請について

- ・ 更新申請書の提出期限＝指定有効期間満了日の前月末日まで

※名護市から事業所に対して、**個別に更新指定の申請案内の連絡等はしませんので、各事業所で責任を持って申請手続き、自己管理をしてください。**

※更新指定の申請にあたって、上記の提出期限を過ぎた申請となった場合は、更新指定の申請ではなく、新規指定の申請としての取扱いとなりますのでご注意ください。
(注意：事業所の指定有効期間が切れることとなります。)

○変更届出について

- ・ 変更届出を提出する際には、変更する事項に関わらず、添付書類として「付表」が必要となりますのでご注意ください。

○各種の様式については名護市介護長寿課ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

介護職員処遇改善加算 及び 介護職員等特定処遇改善加算 について

○処遇改善計画書の作成に関して

①賃金改善を行う賃金項目及び方法の記載について

事業者は、賃金改善の対象者、賃金改善の実施時期（支払いの時期）、要件、賃金改善を行う賃金項目、賃金改善額、一人当たりの平均賃金改善見込額等について、計画書に具体的に明記し、職員に周知する必要があります。

また、職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明する必要があります。

※加算算定にあたって現在の給与水準（既存の基本給や各種手当）を下げることは認められません。

②処遇改善計画書の周知について

賃金改善計画等の周知については、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要です。

例として、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられます。

※書面での周知・説明が必要です。

○処遇改善実績報告に関して

実績報告を行うことが加算の算定要件の一つとされており、実績報告の提出が行われない場合は、算定要件をみたしていない不正請求となりますので、期限内に実績報告を提出してください。

地域密着型サービス事業所等における運営推進会議について

地域密着型サービス事業所等は、運営基準により、①利用者、②利用者の家族、③地域住民の代表者、④事業所が所在する市町村職員または地域包括支援センターの職員、⑤当該サービスについて知見を有する者等により構成された運営推進会議を開催する必要があります。

当該会議は、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としており、各事業所が自ら設置すべきものです。

※⑤当該サービスについて知見を有する者

＝上記の目的により、客観的な意見・助言を受ける必要があることから、公正・中立な第三者の立場にある者である必要があります。（他法人の事業所の管理者等）

※当該会議を適切に実施することにより、自身の事業所と地域及び他の事業所での課題等の情報共有が可能となり、地域等との連携を図ることができます。その結果、非常災害対策について地域等と共同で取り組む等、お互いに協力関係を築くことができます。

重要事項説明書の記載事項について

サービス事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、①当該事業所の重要事項に関する規定の概要、②従業員の勤務体制、③事故発生時の対応、④苦情処理の体制、⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、書面によって同意を得ることが必要です。

※④苦情処理の体制

＝苦情相談の窓口、苦情処理の体制、手順等の事業所における苦情に対する対応の内容について記載するとともに、事業所に掲示することが必要です。

※⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

＝平成30年度制度改定により、重要事項説明書に「第三者評価の実施状況」を記載することとなっています。（実施の有無に関わらず、記載する必要があります。）

（参考）第三者評価について＝沖縄県福祉サービス第三者評価事業ホームページを参照

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定、避難訓練の実施について

介護保険の事業所等は、運営基準等により非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練等を行わなければならないとされています。

また、自力避難が困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

※各事業所等の実態に即した非常災害対策計画の策定し、定期的に避難訓練を実施してください。
(名護市介護長寿課ホームページにて参考資料を掲載していますので、ご活用ください。)

事業所等における感染症対策について

介護保険の事業所等は、運営基準等により感染症の発生及びまん延を防止するために適切な措置を講じることとされています。

事業所の管理者等におかれましては、下記の資料をご確認のうえ、自身の事業所の状況を振り返り、感染症対策のマニュアル等の整備も含め、対策を徹底するようお願いいたします。

※各事業所等の実態に即した感染症対策マニュアル等を策定し、従業員に周知してください。

資料：介護保険最新情報vol. 720「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」
(名護市介護長寿課ホームページにて上記資料を掲載していますので、ご確認ください。)

介護報酬の請求誤りによる利用者への影響について（高額介護サービス費等への影響について）

毎月の請求情報の中で、利用者の基本的情報の相違による請求誤りが多く見受けられます。請求にあたっては、被保険者証や負担割合証などで基本的情報を確実に確認してください。

また、誤った請求が発生した場合には、翌月以降に過誤調整（請求取下げ）を行い、その後、正しい内容で再度請求を行う必要があります。

利用者によっては、毎月の介護サービス利用料（自己負担分）に応じて支給される高額介護サービス費等について、上記の過誤調整の発生により、当該サービス費の返還等が発生することになります。

（過誤調整の発生により、自身のサービス事業所以外に利用者へも迷惑がかかることとなります。）

そのため、毎月の請求にあたっては、請求誤りがないよう細心の注意を払うようお願いいたします。

また、請求するにあたって、不確定な要素（加算の算定要件等を含む。）がある場合には、保険者や関係機関へ確認してから請求（月遅れ請求）を行う等の適切な対応をお願いします。

名護市介護長寿課ホームページについて

○インターネットより「名護市介護長寿課」で検索

○または、名護市役所トップページの「組織一覧」⇒ 介護長寿課 ⇒ 介護長寿課のページ となります。

The image shows a three-step navigation process on a website:

- Step 1:** The homepage navigation bar. A red box highlights the "組織一覧" (Organization Overview) button. Other buttons include "各施設紹介" (Introduction of Facilities), "各種申請・証明" (Various Applications and Certificates), and "名護市例規集" (Municipal Ordinances and Regulations). Below this bar are sections for "いざという時は" (In case of emergency), "注目情報" (Attention Information), "一覧" (Overview), and "イベントカレンダー" (Event Calendar).
- Step 2:** The "組織一覧" (Organization Overview) page. A red box highlights the "介護長寿課" (Care and Longevity Section) link. Other links include "市民福祉部" (Municipal Welfare Department), "社会福祉課" (Social Welfare Section), "生活支援課" (Life Support Section), "国民健康保険課" (National Health Insurance Section), "健康増進課" (Health Promotion Section), "市民課" (Citizens Section), "各種届出" (Various Notifications), "相談窓口" (Consultation Counter), and "選挙" (Elections).
- Step 3:** The "介護長寿課" (Care and Longevity Section) homepage. A red box highlights the main heading. The breadcrumb trail is "TOP > 組織一覧 > 市民福祉部 > 介護長寿課". The page features a "お知らせ" (Notice) section with a "一覧" (Overview) button and a news item dated 2020.03.12 regarding the improvement of wages for care workers. On the right side, there are buttons for "イベントカレンダー" (Event Calendar), "市民のひろば" (Citizens' Plaza), "各施設紹介" (Introduction of Facilities), and "名護市の紹介" (Introduction of Minamiyama City).

各サービスの運営・人員・設備の基準、介護報酬の算定要件について

各事業者は、自身が運営しているサービス基準等（名護市条例、国の基準等）について、今一度、内容を再確認していただき、適切に運営されているかを定期的に自己点検していただくようお願いいたします。

※右記の冊子「介護報酬の解釈」（赤本＝指定基準編、青本＝単位数表編）は基準等が見やすくまとめられていますので、是非、事業所にて活用してください。



また、毎年のように基準、報酬が改正されていますので、自ら、常に最新の情報を収集するよう努めてください。

厚生労働省、沖縄県高齢者福祉介護課、名護市のホームページや介護保険最新情報を日頃からチェックしていただくようお願いいたします。

令和元年度 実地指導における主な指摘事項

- ①地域密着型サービス ②居宅介護支援
(総合事業サービス含む)

令和2年3月31日掲載

令和元年度 名護市介護保険施設等集団指導

介護保険制度における指導業務

◆**実地指導【運営指導・報酬請求指導】** ※法第24条、第23条に基づき行う

- ① 政策上の重要課題である「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」、「認知症ケアの理解」等に基づく指導
- ② 一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるとともにヒアリングを行い、個別ケアの推進について指導
- ③ 不適切な報酬請求防止のため、特に加算・減算について重点的に指導

よりよい
ケアの実現

◆**集団指導**

制度理解に関する指導のほか、実地指導で把握された注意喚起が必要な事項や好事例等の紹介等を実施

制度管理の
適正化

①地域密着型サービス(総合事業サービス含む) 【P13~P20】

- ・地域密着型通所介護
- ・介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス
- ・介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護

勤務体制の確保について

- ・必要な職種の配置がされていない。(生活相談員の配置がない日がある)
- ・職員配置基準以上の配置体制ではあるが、実質的な人員不足がある。
- ・職員の定着化へ向けた各種研修が行われていない。
- ・他事業所との連携により看護職員を配置しているサービス提供日に、当該看護職員が従事した勤務時間の記録がない。
- ・雇用契約(労働条件通知)による従事すべき職種(業務内容)と、現に従事している職種に相違がある。
- ・雇用契約(労働条件通知)自体が無い従業者がいる。
- ・従業者の勤務表が作成されていない月がある。

⇒月ごとに勤務表及び実際の勤務状況記録を作成し、常に人員基準を満たしているかの確認を行い、保管しなければなりません。また、勤務形態については、人員基準や加算の要件に関わるため、雇用契約(労働条件通知)と整合していなければならないことから、実際の業務に即した内容にしなければなりません。

個別サービス計画書について

- ・計画書の作成日、利用者又はその家族の同意年月日や同意の署名漏れがある。
- ・居宅サービス計画書の同意より以前に、個別サービス計画書の同意を利用者から得ている。
- ・計画書の目標期間と評価時期及び評価内容が居宅サービス計画に沿った内容ではない。
- ・計画書の利用者又は家族への説明が、管理者以外の従業者にて行われている。
- ・計画書で示されているサービス内容が、利用者に提供されていない。

⇒個別サービス計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならず、個別サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければなりません。

また、事業所の管理者(サービスによっては計画作成担当者)は、個別サービス計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。

運営推進会議について

- ・運営推進会議の設置及び開催が行われていない。
- ・会議の構成員に、サービスに関する知見者(公正・中立な第三者の立場にある者)に該当する参加者が確認できない。

⇒事業者は、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上(※開催頻度はサービスにより異なる)、同会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

非常災害対策について

- ・非常災害対策としての定期的な避難訓練等が行われていない。
- ・非常災害に関する具体的な計画(防災マニュアル等)が確認できない。
- ・防火管理(非常災害対策)についての責任者が定められていない。

⇒事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

サービスの質の評価について

・サービスの質の評価の取り組みが確認できない。

⇒事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。利用者及びご家族からのアンケート聴取や従業者等による自らの業務に係る自己評価を実施するなど、事業所全体のサービスの質の向上のためにも、定期的なサービスの質についての評価に取り組まなければなりません。

事故発生の予防と発生時の対応について

- ・ヒヤリハットの記録等が作成されていない。
- ・事故報告の記録が事業所内のみにとどまり、市町村への報告がされていない。
- ・対応マニュアルが古く、事業所の実態に即していない。
- ・事故の内容について、再発防止や改善策についての協議が行われていない。

研修の機会の確保について

- ・外部研修への参加は実施されているが、事業所内部における研修等を行っていない。
- ・研修の計画等が確認できない。
- ・運営基準上に義務付けられている研修等の実施が確認できない。

⇒事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないことから、年間研修計画等を定め、実施しなければなりません。

運営規程・重要事項説明書について

- ・利用料金等の文言の誤りや、記載不足(苦情処理体制、第三者評価の実施状況等)等、事業所の現状と異なっている。

⇒運営規程及び重要事項説明書は、事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービス提供を確保する上で重要なものであることから、記載内容について適切な内容に変更しなければなりません。

加算・減算について

＜身体拘束廃止未実施減算＞

・身体拘束等の適正化のための検討委員会及び介護職員その他従業者に対しての定期的な研修等の開催が確認できない。

＜看取り連携体制加算＞

・看取り期における対応方針(同意書等)について、定めるべき事項に不足がある。

＜総合マネジメント体制強化加算＞

・利用者毎の要介護認定更新時以外に、多職種が日常的に行う調整や情報共有等に基づく、多職種協働による介護計画の随時見直しが行われていない。

・利用者が日常的に地域の行事や活動等へ参加すること等の取組みが確認できない。

＜介護職員処遇改善加算＞

・介護職員処遇改善計画について、介護職員への周知がなされていない。

その他

＜苦情に対する対応について＞

- ・苦情の記録が個別ケースとして記録されており、従業者間での共有がなされていない。
- ・苦情処理のマニュアルの内容が、事業所の実態に即していない。

＜衛生管理等について＞

- ・感染症対策マニュアルの内容が、事業所の実態に即していない。

＜食堂及び機能訓練室について＞

- ・スペースに余裕が無く、利用者から狭いとの意見もあり、サービス提供に支障を来たしている。

＜利用料等の受領について＞

- ・利用者から別途料金を徴収して介護保険外サービスを提供しているが、規程等が定められていない。

＜利用者の受給資格等の確認について＞

- ・利用者の介護保険被保険者証の写し等の保管、管理が確認できない。

＜身分証の携行について＞

- ・訪問サービス提供時に身分証の携行がない。

＜外部評価の結果の取扱いについて＞

- ・外部評価の結果が、事業所内にて公表はされているが、利用者及びその家族に対しては提供されていない。

根拠法令等

- 名護市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成25年3月26日条例第8号)
- 旧指定介護予防サービス等基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)
- 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
- 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
- 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
(平成30年3月22日老発0322第2号)
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について(抄) (平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号)

②居宅介護支援 【P22～P25】

主治の医師等の意見等について

・医療サービスを位置付けている利用者に対し、主治の医師等の指示もしくは必要性を判断するための意見等が確認できない。

・主治の医師等へ居宅サービス計画の交付がされていない。

⇒医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては、その必要性を認めたものに限られるものであることから、主治の医師等の指示があることを確認し、意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については主治の医師等に交付しなければなりません。

個別サービス計画書との整合性について

・居宅サービス計画に位置付けられたサービスと個別サービス計画のサービス内容に相違がある。

⇒サービス提供事業者等に対し、担当する利用者の個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認を行わなければなりません。

生活援助中心型の訪問介護を位置付ける居宅サービス計画について

・一定回数以上の訪問介護(生活援助中心型に限る。)を位置付けている居宅サービス計画について市町村への届出がされていない。

⇒上記に該当する場合には、その利用の妥当性を検討し、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村へ届け出なければなりません。

居宅にて利用実態のない福祉用具貸与について

・短期入所生活介護の連続利用(減算対象)となっている利用者に対し、福祉用具貸与を提供している。

重要事項の説明及び同意を得ることについて

・重要事項説明書において、利用者への説明がされておらず同意の署名を得られていない。

サービスの質の評価について

・サービスの質の評価の取り組みが確認できない。

⇒事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。利用者及びご家族からのアンケート聴取や従業者等による自らの業務に係る自己評価を実施するなど、事業所全体のサービスの質の向上のためにも、定期的なサービスの質についての評価に取り組まなければなりません。

重要事項説明書について

・「利用者から介護支援専門員に対して、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能」である旨の文言がない。

⇒指定居宅介護支援は、利用者の主体的な参加が重要であることから、「複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能」である等、十分な説明を行わなければなりません。

根拠法令等

○名護市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年3月28日条例第4号)

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企発第22号)

○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年3月30日条例第23号)